

平成 2 2 年第 2 回臨時会

御宿町議会会議録

平成 2 2 年 4 月 2 7 日 開会

平成 2 2 年 4 月 2 7 日 閉会

御 宿 町 議 会

平成 2 2 年御宿町議会第 2 回臨時会議録目次

招集告示.....	1
第 1 号 (4 月 2 7 日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
町長あいさつ.....	5
会議録署名人の指名について.....	7
会期の決定について.....	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決.....	7
議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 3
議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 7
議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決.....	2 0
議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決.....	2 2
議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決.....	3 0
閉会の宣告.....	3 5
署名議員.....	3 7

御宿町告示第 2 3 号

平成 2 2 年御宿町議会第 2 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 4 月 2 1 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1 . 期 日 平成 2 2 年 4 月 2 7 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

1 . 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(3) 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について

(4) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(6) 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について

平成22年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年4月27日（火曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 4号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番 松崎啓二君

2番 白鳥時忠君

3番 川城達也君

4番 新井明君

5番 石井芳清君

6番 伊藤博明君

7番 小川征君

8番 中村俊六郎君

9番 式田孝夫君

11番 大地達夫君

12番 瀧口義雄君

欠席議員(1名)

10番 貝塚嘉軼君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君

教育長 佐藤和己君

総務課長 氏原憲二君

企画財政課長 木原政吉君

産業観光課長 藤原勇君

教育課長 大竹伸弘君

建設環境課長 米本清司君

税務住民課長 渡辺晴久君

保健福祉課長 多賀孝雄君

会計室長 佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君

主任主事 市東秀一君

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成22年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

議員の皆様にはご多用のところご出席をいただき、ご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりです。

なお、10番、貝塚嘉軼君から欠席の届けが出ております。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

傍聴人に申し上げます。

本日は、傍聴席は混雑いたします。けがのないように注意してください。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静かに静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

（午後 1時30分）

町長あいさつ

議長（新井 明君） 日程に先立ちまして、石田町長よりあいさつとあわせて提案理由の説明があります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 本日、ここに平成22年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本臨時会にご提案いたします案件は、地方税法等の一部改正に伴う町税条例と国保税条例の一部改正を専決処分させていただきましたご報告と地域情報通信基盤整備工事の契約締結、昨年度の人事院勧告等に基づく特別職及び一般職の給与条例の一部改正、現

在建設中の駅前観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてご審議いただくことといたしました。開会に先立ちまして、議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、本臨時会にご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてですが、本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び御宿町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

主な改正内容は、住民税に係る扶養親族の申告制度の創設、住民税の特別徴収の納付方法についての見直し、たばこ税率の引き上げ等です。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてですが、本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日施行となったことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

主な改正内容は、倒産や解雇等、非自発的な理由で職を失った失業者の保険税負担の軽減を図るもの等です。

議案第3号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてですが、地域情報通信基盤整備事業につきましては、情報通信格差是正に対応した超高速ブロードバンド環境を構築するものであり、平成22年第1回臨時会にて事業内容のご承認をいただいたところ。

先般、2月24日に事業提案説明を受け、公募型プロポーザル方式により事業者を決定しましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第4号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は昨年的人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は昨年的人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、本案は公の施設の設定について、地方自治法第244条の2により、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされており、今回提案をさせていただきます。

続きまして、諸般の報告をいたします。

4月20日に夷隅環境衛生組合の臨時会が招集されました。22日には、行政区役員会議を開催し、平成22年度を始期とする各区役員さんへ委嘱状を公布いたしました。

以上、申し上げました議案につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、議決をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。11番、大地達夫君、12番、瀧口義雄君にお願いをいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より、議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

税務住民課長(渡辺晴久君) それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)の説明をいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴いまして、町条例の改正をするものでございます。

まず、第1条でございますが、御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、平成20年6月議会にてご承認いただいた一部改正の中に、まだ施行を迎えていない規定がございます。その規定を今回の地方税法の改正に伴い、改正する必要が生じたため、1条を設け改めるものでございます。

内容といたしましては、44条を改正するものですが、この規定は給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定です。

平成20年6月議会において、給与から特別徴収するものについて、公的年金を給与所得に合算しないこととした改正をご承認いただいたところでございます。この施行につきましては、平成24年4月1日とさせていただいているところで、現在未施行となっております。今回の地方税法の改正におきまして、この未施行の規定が再度見直しをされたため、平成20年条例第18条の御宿町条例の一部を改正する条例の一部を改正し、地方税法等の規定に

合わせるものでございます。

改正第2条につきましては、今回の地方税法改正に伴いまして、既に施行されている町税条例について改正を行うものです。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

まず、第19条ですが、地方税法の改正に伴いまして、引用している条文を改正するものです。

3ページの第31条第3項は、法人均等割を月割課税とする規定ですが、こちらにつきましても、地方税法の引用部分が整理されたため、町税条例につきましても引用する条文を改正するものでございます。

中段、第36条の3の2につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定です。これは、子ども手当の対象となるゼロ歳から15歳までの子供についての控除である、年少扶養控除が所得税、住民税ともに23年中所得の課税に係るものから廃止となります。そのため、所得税の課税におきましては、年少扶養親族の情報が不必要となります。しかし、個人住民税の課税につきましては、非課税限度額等において、引き続き扶養親族のすべての数の情報が必要であり、現行どおりの所得税と住民税が一体的に情報を収集できる仕組みを維持するために、その根拠を設けるものでございます。第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族の把握の方法について、4ページ、中段からの第36条の3の3は、公的年金の受給者の扶養親族の把握方法についてを規定しております。

5ページの第44条第2項は、本改正条例第1条におきまして未施行部分を改正いたしました。が、今回の地方税法の改正に合わせ、字句を改正するものでございます。

6ページの第4項につきましては、65歳以上の公的年金受給者の方は、特別徴収であることから65歳未満の公的年金受給者と分け、給与からの特別徴収に公的年金の所得を合算しない規定を設けたものでございます。こちらにつきましては、電算システムの入替え時期を考慮して、平成24年4月1日からの施行としております。

第45条は、第44条において第4項が設けられたことから、第4項を第5項としたことから改正するものでございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付についての規定ですが、先ほどの第19条の改正と同様に、今回の地方税法の改正において、法人の市町村民税の申告納付についての規定に改正があったため、町条例が引用している地方税の条項について改正するものです。

7ページの下段、第6項につきましては法人税法に改正がありましたので、引用条文を改正するものでございます。

8ページをお願いします。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付手続に関する規定ですが、こちらにつきましても地方税法の引用条項を改正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第54条は、固定資産税の納税義務者に関するもので、第6項は埋立地についてのみなし所有者に係るものです。地方自治法の改正によりまして、地方開発事業団に関する事項が削除されたため、税条例につきましてもその規定を削除するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第7項につきましては、家屋に設置した場合の附帯設備の所有者に関する規定でございますが、引用している地方税法施行規則の条例の改正によりまして、条ずれが生じたので改正するものでございます。

中段、第95条は町たばこ税の税率を改正するものです。これまで1,000本、3,298円を4,618円に改正するものでございます。

中段以降は、附則の改正となります。附則15条の改正は、これまで農業協同組合の現物出資により設立される株式会社等が出資等に伴い取得する土地については、保有税の非課税が認められておりましたが、今回の改正によりまして廃止になったため、町条例においても廃止とするものです。

附則第16条の2はたばこ税について、3級品のたばこの税率の特例に関して、あわせて見直しを行うものでございます。1,000本につき、1,564円を2,190円に改めるものです。

附則第19条の3は、租税特別措置法において、非課税口座の規定が設けられたことを受け、地方税法が改正となったため、町条例につきましても条例を整備するものでございます。

非課税口座につきましては、平成24年から26年の間に金融商品取引業者の営業所の長を経由して、税務署長に届け出た口座での上場株式等の配当、譲渡益について非課税とするものでございます。

11ページ、下段の附則第20条の4から14ページ、附則第20条の5までの改正につきましては、引用する法律の名称に改正があったことから、法律名を整備するものでございます。

15ページをお願いいたします。

本改正条例の附則ですが、第1条は施行期日となっております。

施行日は平成22年4月1日ですが、第1号から第5号については、それぞれ地方税法の施行日に合わせるものでございます。

第1号は、附則第20条の4、第20条の5の1項で、こちらは租税条約等実施特例法の名称変更に関するものでございますが、平成22年6月1日からとなります。

第2号は、たばこ税と法人税の申告納付に関するものでございますが、22年10月1日からとなります。

第3号は、給与及び公的年金受給者の扶養親族申告書の規定の施行日となりますが、こちらは平成23年1月1日からとなります。

第4号は、65歳以上の年金特徴の規定になりますが、ほかの年金特徴の規定と合わせて、平成24年4月1日としております。

第5号は、非課税口座の特例等に関するものですが、25年1月1日としております。

第6号は、自治法の改正に合わせて行うものとしております。

15ページ、中段、附則の第2条から第4条は経過措置を規定したものでございます。施行日前につきましては、特段の定めがあるものを除き、従前のとおりとすることとしております。

以上で専決第2号の御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番です。

まず、今回の改正の中で44条関係、もう少しちょっと簡単にこう、どういう内容なのかというのをご説明いただきたいと思います。事務内容ですね。あと、住民にとってどういうプラス、マイナスというんでしょうか、あるかどうかについて伺いたいと思います。

それから、次に、これは説明書の10ページのほうでしょうか。95条、たばこ税の税率であります。たばこの税率の改定に伴って、町にどういう影響があるのかということですね。先般、当初予算が提案されたわけでありまして、これは多分旧法の関係での提案であったらと思いますので、新年度の中でどのように変わったのかお伺いをしたいと思います。

それから、関連ではあります。たしかたばこにつきましては、公共等の場所におけるたばこの喫煙に関する指導が国によってなされたというふうに思うわけでありまして、それはどういう内容であり、本町においてはどのように対応されるか、お伺いをしたいと思います。

それから、その次に、これは15条なんですか。説明書だと11ページからなるというふうに思いますが、13ページでしょうか、いわゆる株取引における、これは優遇税制にあたるというふうに理解するわけですが、これについて基本的な今度改定の内容について、わかりやすく説明いただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、まず44条の関係でございますが、こちらにつきましては、平成20年6月議会において、公的年金と給与の両方の所得がある方については、公的年金の所得については、給与所得と合算して給与から特別徴収できるとこれまでされてきたものを町で合算しないという形で改正のご承認をいただいたところでございます。この改正につきましては、そのときに合わせて65歳以上の公的年金の方の特別徴収が対象になるなど、大幅な電算の改修が伴う条例改正でございましたので、当町におきましては新たな電算システムが、稼働を開始する平成24年4月1日を施行日とさせていただいたとこ

ろでございます。

しかし、今回地方税法の改正におきまして、再度見直しをされました。見直しされた理由といたしましては、給与所得と公的年金の取得の両方がある方につきましては、1人で特別徴収と普通徴収の2つの方法で納税をされているということで手間が増えたという形になりました。そのため今回地方税法の改正において、再度65歳未満の方については、20年度以前と同様に公的年金と給与所得を合算して特別徴収ができると改正されたものでありまして、それにあわせて、未施行の部分でしたので、一部を改正する条例の一部を改正する条例として今回改正させていただきたいと思っております。

それから、たばこ税につきましては、たばこにつきましては、平成22年の10月1日から1,000本あたりが4,618円になるということで、影響額は、平成21年度の実績から22年度分につきましては、400万円程度を見込んでおります。23年度以降につきましては、1年度丸々とする予定があるのでこちらのほうにつきましては、販売本数とは近年、いわゆる健康志向だとか、それから、また価格が上がるということで買い控えなどございますので、確実な数字ではないですが、現在のところでは、約1,000万円程度の増額になると見込んでおります。

あと、非課税口座の附則の第19条関係でございますが、こちらのほうは平成24年から26年間に金融商品の取引業者等の営業所の長を経由して、税務署等に届け出た口座で普通株式等の配当譲渡益については非課税とするということでございますが、この口座を開設できるのは1年間1人1口で100万円まで、それで3年間という形になっております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公共施設での喫煙についてのご質問でありますけれども、主に禁煙とさせていただいております。しかしながら、役場庁舎の2階には喫煙所の場所を設けておりますので、その場所での喫煙については認めております。

よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

ただいまの質問の中で、特別徴収、普通徴収という言葉がありましたが、これは議会、議員は承知しているとは思いますが、人にはなかなかこうわかりづらい用語であると思いますので、その言葉の内容ですね。

それから、もう一つ、公共施設というのはこの役場の庁舎の中だけでよいという概念ですか。それについて、関連する施設について。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、普通徴収につきましては、納付書を発送させていただきまして、個人で個々に納付していただく形態を普通徴収と。それから、特別徴収というのは、給与や年金等、支払いする方が住民税等を引いて、まとめて徴収をしていただいて、そのまとめたものを町へ納付していただくという形のものが特別徴収と呼んでおります。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公共施設につきましては、庁舎以外にも複数ありますけれども、基本的には禁煙ということで、管理をしております。

よろしくをお願いします。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の説明をいたします。

新旧対照表により、説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

1ページの21条の2は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主、または世帯に属する国民健康保険の被保険者、もしくは特定同一世帯所属者が地方税法第703条の5の2第2項の規定に該当する被保険者、この地方税法703条の5の2につきましては、今回地方税法の改正により新たに設けられた規定でございますが、勤務先の会社が倒産した、または業績が悪化したなどから事業が縮小、廃止されたことにより解雇されるなど、みずからの意思でなく離職した方、またさらに契約期間が満了し、更新を望むが、会社の都合で更新ができない方などということになります。被保険者がこのような事由によりまして、雇用保険を平成21年3月31日以降に受給されることとなった場合、国保税の所得割の算定に用いる給与所得を100分の30とする規定を地方税法の改正にあわせて、町条例につきましても設けるものでございます。

なお、この特例が受けられる期間の最長は2年度分という形になります。

第22条の2は、第21の2の特例を受ける際の申告について規定したものであり、申告書の提出と雇用保険受給資格者証の提示を義務づけるものでございます。

附則の2項は、地方税法の改正に伴い、引用条文について改正するものです。

2ページの附則第7項以降は、法律名の改正に伴いまして字句、引用法律を改めるもので

ございます。

3ページの下段は、附則となります。

第1条は、施行期日について規定したものであり、附則の租税条約等実施特例法に関しては、平成22年6月1日施行、その他については平成22年4月1日施行としております。

第2条は、本条例の適用を平成22年度以降の国民健康保険税に関してとし、平成21年度までは従前の例とする適用文を示したものでございます。

以上で御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番です。

本改正であります、一定の解雇ですか、内容においては国保税をいわゆる3分の1にするというような内容であるかというふうに理解をするわけでありまして、そもそもこうした改正案が出てきたということは、やはり今の大変厳しい経済状況、雇用状況を国が勘案してこうした改正をしたものというふうに理解をするわけでありまして。

それと、もう一つは、そもそも国保税そのものがやはり非常に高いということも、その一つにある背景ではないかと思えます。これが例えば、他の社保等に比べて著しく安い状況であれば、そもそもこうした条例というか、改正は行う必要がないというふうにも思うわけでありまして、そういう点から御宿町におきましても、この国保の運用については、やはりその法の改正の趣旨を踏まえた運用が極めて重要であるというふうに思うわけでありまして。

昨今のニュース等を見ますと、もう御宿町民の方も大変多く就労されております。茂原市の某大手企業、液晶などを生産している有数の企業であるようでありまして、ここが工場の労働者一定分を姫路に配置転換させるような内容が報道されております。現実的には、もう家族、それから50代近辺になった中で、そうしたところに転勤ができないというような方も相談、私も承っております。でございますが、こうした内容についても今回のこの

条項に該当する、もしそうした内容であれば該当するのかどうかということですね。

それから、特に今、職を失った中で再雇用の状況が大変厳しいと。それと町とかで行っている臨時の募集などにも、たくさんこう優秀な方が応募されてきているということをごの間も報告を受けておりますので、そうした事態もあろうというふうに思うわけでありませぬ。いわゆる社保から国保に入ってくるという状況もあろうかというふうに思いますので、今後の国保会計の運用等も含めまして、町としての基本的な考え方について、この法の趣旨、改正の趣旨を踏まえた運用について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、先ほどの茂原市の工場のご関係でございますけれども、工場が閉鎖になりまして新たな工場で事業を始めるということになって、その工場が余りにも遠方であるので、そこに勤められている方が工場をやめられた、そういったことかと思いますが、今回の軽減の対象者につきましては、雇用保険法の特定受給者資格者等の規定に基づくこととなります。そのため、最終的にはハローワークで判断した離職事由等に合せて軽減の対象になるかどうかを判断することとなりますけれども、厚生労働省が示しました特定受給者及び特定理由離職者の範囲の判断基準というものがございまして、こちらのほうで事業所の通勤が困難な地へ移転したということについては、今回の軽減対象となる特定理由者、特定理由離職者というふうにされております。この場合の困難ということとなりますけれども、客観的な事情がある、この客観的な理由の一つとしては、往復の所要時間がおおむね4時間以上になってしまうという場合には特定理由の離職者とされております。

ただ、個々の事由につきましては、最終的にハローワークで判断することとなりますけれども、工場の移転により通勤が難しくなった場合につきましては、会社からの移転の通知など、関係書類が整えば軽減措置が受けられるのではないかと考えております。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

いいですか。答えはいいですか。

渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） あとは、今後の国保の運営についてということでご質問がございましたが、確かに国保会計につきましては非常に厳しいものがございまして、国保につきましては、前年所得での課税ということで右肩上がりの経済情勢であれば、負担感も少なく感じられることになったかと思いますが、現在のように前年度の所得を下回るというような状況、そういった経済状況の中では、加入者の方も担税力が低下をしていくのではないかと考えております。このようなことは全国的なものであるということも認識しておるところでございます。

ですから、今後国保制度の維持のためには、後期高齢者医療のように全県的なものとか、全国レベルでの管理運営をする、そういった方法も検討することは必要ではないかということも個人的にも考えておりますが、今後も景気回復、それから雇用確保、そういったことで一人一人の担税力が向上するような形になっていただければなと、今のところはそういうふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

高過ぎる国保税に関しては、先般も国会で議論がされておりました、幾つか既に報道もされておりますが、1つは、これまで保険料の収納率の低い自治体に対する、いわゆるペナルティーですね、こうしたものも今後、これについては是正をしたい旨の発言があったというふうに伺っております。また、国にこの全体的な高過ぎる国保料の問題につきましても、国庫負担の問題も含めて考えるということで、国の一定のプラス面ですか、そういう部分も示唆されたところであります。こうした報道、それからいわゆる資格証などについても、やはりこの間も特に子供も含めて、これはきちんと交付すべきだという内容で町もすぐに対応をとっていただいたところであるかというふうに思います。

こうしたことも含めまして、やはり命に直結する、そうした事務内容でございますので、町としても国保税の縮減にぜひ努めていただきたいということと、あわせて町からも国に

対した、そうした財政に対する要望、こうしたものも私は必要であるというふうを考える
ところでありますが、これに対する最後の町の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

町長（石田義廣君） ただいま石井議員さんからご質問いただきました内容については、
前回の定例議会で申し上げたとおりでございます。非常に国保会計厳しい状況でござい
ますが、一般会計繰り出し分については できなかったということでもあります。よ
ろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第3号 御宿町地域情報通信基盤整備工事請負契
約の締結についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第3号 御宿町地域情報通信基盤整備工
事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

御宿町地域情報通信基盤整備工事につきましては、平成21年度一般会計補正予算（第9号）

にてご承認いただき、平成22年2月1日付、提案公募の公告を行いました。提案のありました事業者は、株式会社N T T東日本千葉の1社であり、商工会や民間企業を含めました選考委員会を立ち上げた上で業務実績やコスト、設計、施工の内容等につきまして2月24日に審査し、発注候補者の決定をしたところであります。

その後、契約内容の調整等を行い、4月1日付で仮契約の締結を行いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案の内容でございますが、契約の方法につきましては公募型プロポーザル方式、施設整備後のサービス内容等も含め、詳細な確認を行うためのものであります。契約金額につきましては1億857万円、うち消費税は517万円です。契約の相手方は、千葉県美浜区中瀬1丁目3番地、株式会社N T T東日本千葉、代表取締役社長加賀谷 卓、契約工期は議会の議決を得た翌日から平成23年3月31日まででございます。

次に、御宿町地域情報通信基盤整備事業の概要でございますが、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、現況及び目的でございますが、御宿町におけるブロードバンド環境の状況は、光ファイバーを活用した超高速ブロードバンドではカバー率が18%にとどまっており、A D S L電話回線を利用したアナログ回線を含めましても、92.5%とブロードバンドが全く利用できない世帯も多数存在する状況であります。

しかしながら、人口の少ない条件不利地域では、採算性等により民間事業者による整備が進まないことから、国の財政支援制度を効果的に活用した上で、情報格差の是正や定住促進、生活利便性の向上を図ろうとするものでございます。

町が整備いたします光ファイバー網につきましては、インターネットサービスを提供するN T Tに管理を含めて貸し出し、保守料を管理運用者の利用料で補てんするI R U方式により管理運営をしております。

事業内容につきましては、町全域に光ケーブルを敷設し、超高速ブロードバンド環境整備を行うもので、延長29.14キロを計画しております。これはお示ししました資料の一番後

るに幹線の予定図、赤線で書いてあるところでございます。事業内容につきましては、前のページ、2枚めくっていただいでご覧いただきたいと思いますが、施工イメージとしましては、現在光ブロードバンドサービスが提供されています御宿台以外の町内全域につきましては、I R U方式により町が整備いたします。整備分担につきましては、その次のページになりますが、図で赤く示しております幹線部分について町が整備いたしまして、支線及び宅内までの引き込みについてはN T T東日本が整備することになります。今年度中の完成を見込んでおりますが、町としても早く町民の皆様にご利用いただけるよう適正な進捗管理を考えております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井であります。

光回線での工事契約であります。この契約金額というのは、先般、説明いただきました予算と比して何%ということでしょうか。

それから、先般の臨時議会でありましたか、説明でもそれまでの説明と比べまして大幅な工事料の縮減について説明いただいたと思います。その辺について最終的な契約が、仮契約がいただいたわけでありませけれども、この契約の中で具体的にどうなったかということですね。

それから、先般の説明の中で、いわゆる採算ラインと申しましょうか、そうしたものが一定線で示されておるわけでありませけれども、それらについての変更と申しましょうか、今回の中での内容の変更というか、はあるのかどうか。

それから、今、最後の中で逐次情報の開示をしていきたいということであったわけでありませ、それはいわゆるその部分開示ですね。要するに、100%工事が終わった中でないと開示をしないということも、部分的な新規ごとに工事が終わった段階で要するに提示を

ですか、使用が開始されることかなというふうに私は今説明を聞いたんですけども、その辺ですね。

それから、今年予算の中でわかりやすいと申しませうか、町のホームページなどについても開示をしていきたいということもあるようですが、いわゆるこうした新しい技術と申しませうか、そういうものをこう町づくりにどのように生かしていこうと考えるのか、それらについてもあわせて尋ねておきたいと思ひます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先の臨時議会でご承認いただきました額につきましては1億1,986万9,000円、今回が1億857万円ですから、1,129万9,000円の減額となっています。率にしまして、9.5%減で契約をしております。また、IRUの管理費の保守管理料のほうですが、前回の臨時議会で説明ですと700万円が採算ラインですということで、ご承認いただきましたけれども、今回契約に伴いNTTからの提案になりました価格については、700円で管理費が年間476万7,000円という金額で、前回に比べて223万3,000円の費用が下がったということで、これについては23年度から契約ということであります。

今、千葉県内で御宿町を含めまして8団体がこの方式で市内、または町内に光ファイバーの整備を進めております。こういう関係がございまして、来年の3月末までが契約期間になっておりますが、その間に終わるように慎重に管理するというので、全体を通してさらに23年当初から町内全域で　　ということで考えております。また、その中にどういうふうに利用していくかということですが、今回は町内全域で光ファイバーができる環境を整備する、都市と同じようなブロードバンドを整備するというので、それに合わせて今後これを利用して、NTT側からは　　福祉、健康、医療面、また教育、防災、子育て支援、また民間が行います産業振興についてもいろいろ提案がございませう。こういう中で、例えば最近ですと、君津市がゆるキャラを使ったツイッターで市の情報を流しているというようなことが、県内では始まっております。こういう先進事情を調査した上で、町の中で利用できるものについては検討して進めていきたいというふうに考えています。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第4号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回、提案させていただいております議案第4号と議案第5号につきましては、それぞれ人事院勧告に基づくものでございますので、最初に人事院勧告について説明を申し上げます。

地方公務員法第24条によりまして、職員の給与は、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給料などとの均衡を考慮して定めるとともに、社会、一般情勢と均衡するよう、随時適当な施策をとらなければならないと定められております。人事院勧告は、人事院が民間企業に勤め、働く人と一般職の国家公務員の給与水準に際して、双方の給与水準の差をなくすことを目標に給与改正の勧告を内閣と国会に勧告するものでございます。今回の勧告につきましては、今般の経済不況等によりまして、公務員の給与が民間を上回っているという勧告に基づきまして、民間並みに改定をさせていただく内容

となっております。

それでは、議案第4号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年8月11日の人事院勧告並びに10月9日の千葉県人事委員勧告を踏まえ、改定をさせていただくものです。

新旧対照表に基づいてご説明を申し上げます。

第3条2項中、6月の期末手当の支給割合を0.2引き下げる改正で、100分の210を100分の190とするものであります。また、12月の期末手当の支給割合を0.15引き下げる改定で、100分の230とありますものを100分の215とするものであります。

附則といたしまして、施行につきましては平成22年6月1日から施行するものであります。

予算の影響額は、当初計上と合わせまして30万5,000円という内容となっております。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

今、勧告の内容について説明を受けたところですが、そもそもこの本俸であります特別職、本町ですね。これは県内で何位なんですか。先般資料をいただいたところですが、全国で何位ということですね、それについてお願いいたします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 特別職の本俸の額につきましては、ご承知のとおり、減額になっており、町長で言いますと、76万円の50%カットで38万円ということで、教育長につきましては30%カットで37万9,400円ということでございまして、県内でも最も低い金額というふうに認識しております。また、期末手当等につきましては、ほぼ同一の支給率と認識しております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この率というのは、本俸に一定の率を掛けて支払う。そうしますと、本町においては例えば、今町長であれば5割カットで38万円というふうに説明があったんですけども、この38万円に率が掛けられると、それとも減額前ということなんですか、それも確認をしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 減額後に率を掛けることになります。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

改正条文の1ページと新旧対照表の1ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

新旧対照表は、改正条文ごとに作成をしております。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例を改正するもので、第19条2項につきましては、一般職の6月の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げたもので、100分の140とありますのを100分の125とさせていただくものでございます。また、12月の期末手当の支給割合を0.1月分引き下げたもので、100分の160とありますのを100分の150とするものでございます。

第19条3項につきましては、再任用職員の期末手当の支給割合について規定するもので、100分の140とありますものを100分の125に、100分の75とありますものを100分の65に、100分の160とありますものを100分の150に改めるものであります。

第20条2項第1号につきましては、勤勉手当についての規定ですが、100分の75とありますものを100分の70に、再任用職員においては同法第2号中、「6月に支給する場合には、12月に支給する場合には100分の40」を削るものです。

別表第1、第5条第1項、行政職給料表の改定につきましては、改正条例1ページから6ページまで、第1条関係の新旧対照表では、2ページから6ページまで記載しておりますとおり改正をさせていただくものであります。初任給を中心とした若年層1級から3級の一部を除き、平均0.2%の引き下げ、ただし7級以上につきましては0.3%引き下げるものであります。

続きまして、改正条例7ページと新旧対照表第2条関係7ページ、第2条につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第6号）について次のように改正するもので、平成17年度に実施いたしました給与水準引き下げに伴う経過措置の対象、現業職となっている職員が支給される給料額の引き下げ率は、他の職員と同様に0.2%とさせていただくものであります。

附則としてこの条例は、平成22年6月1日から施行するものであります。

以上のとおりよろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） この議案ですが、前回否決された議案であると認識しておりますが、まず前回と異なる点をお聞きしたい、これがまず1点です。

2点目ですが、人事院勧告に伴う減額ということですが、年内も再度引き下げも検討されている一般職の適正金額について、御宿町では今後も人事院勧告に基づいて行われるのであるか、2点、まずお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 前回と提案の内容について異なる点というご質問でございますけれども、まず、施行日が前回でありますと、平成21年12月1日施行日というのが平成22年6月1日施行と改正になっております。この施行日の変更によりまして、前回11月の臨時議会でご提案させていただいたときには、経済状況によりまして4月から11月分の影響額0.24%分を期末手当で調整をするというものについては今回なくなっております。

あと、今後の人事院勧告の対応についてであります。先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告につきましては、地方公務員法に基づきまして民間との給与格差をこの制度により是正をしていくということでありまして、したがって、今の今般の経済状況で今回は引き下げとなっておりますけれども、当然、経済状況が上向けば上向きの改正もなされるということでございますので、人勧には従ってまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 人事院勧告に従うのであれば職員の残業代、今、大変遅くまで職員の皆さん、私もこの役場の前、夜歩いているんですが、8時ごろになっても電気がついていない状態です。この残業代に関しても、厳密に行うべきであると思います。それは、昨年からの国のさまざまな経済対策がありましたが、職員が夜晩くまで役場に残り、町にとって何が必要なのか、そしてどのような補助制度があり、どのように予算を勝ち取れるのか、相当な時間を費やして、そして事業においては、千葉県内の2つの自治体しか勝ち取れなかったような予算を御宿町に還元したのではなかったのでしょうか。予算がない中で行政運営にならざるを得ない、こういう状況に今後なると思います。マンパワーが大変重要でありますし、人の力、一人一人の力が大変重要であると思います。

減額がやむを得ないと判断して、町長は今回上程されたと思いますが、前回、私の質疑

の際にこの職員に関して、この給与の削減、これに関しての明確な説明は職員全体にはしていないという説明だったと私は認識しております。民間の会社でしたら、これはあり得ないことだと私は思います。私も会社を経営していますが、職員に対するこの給与の削減に関しては説明責任、これは果たさなければいけないことだと思います。町長、今回のこの給与の削減に関して、まず職員に説明があったのかどうなのか、また今後これに関して説明するつもりはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今回について、職員への説明はいたしておりません。今後については、内部でいろいろ検討はさせていただきます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（白鳥議員「残業代」と呼ぶ）

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 残業代につきましては、昨年議員さんのほうからも再三ご指摘をいただいた中で、まず6月分の影響額について時間外手当の増額を補正予算で対応させていただきました。今後につきましても、今回当初予算で計上させていただきましたけれども、各課の要求額に基づき計上させていただいております。そうした中で、議員さんからもご指摘がありましたように、4月の人事異動で事務引き継ぎ等もございまして、この一、二週間ぐらいはかなり事務が増えてきています。例えば、21年度精算事務等も、この4月末を目安に精算事務が進められているような状況でありまして、残業もかさんできているというのが事実でございます。その辺も適正に対応してきているというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 先ほどの町長の答弁で、これに関しても説明はしないつもりだという回答だったと思います。

私は、説明責任を果たしたほうがいいと思いますが、町長は説明責任は要らないという認識であると思います。説明責任が要らないということに関しての町長のお考えを再度、

お聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回の改正につきましては、前回白鳥議員さんからもご指摘もございまして、町の職員に対してはホームページに掲載をして、今回の改正の内容についてはお知らせをさせていただいたところであります。また、これは民間と違まして労使交渉等、そういったことができないことが事実でありまして、公務員の場合ですと、先ほど申し上げましたように制度上の改正ということになりますので、その辺は、説明するまでもなく改正については理解が得られていると認識しておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 4回目ですみませんが、今の総務課長の答弁で町長、認識はよろしいんでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） はい、結構でございます。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

今般の改定に伴う影響額ですね、全体額が幾らになるのかということとですね、先般の議会の中でも答弁をいただいたところではございますが、2月ですか、3月か、町がその勤務の状況について、報告書をホームページに掲載されておりまして、そこにも既に公表されているところだろうというふうに思うわけではありますが、年次有給休暇の取得状況を伺います。ということと、もう1点は、ラスパイレス指数ですね。全国の町村平均、これは16年と21年ですか、で比較をする額がたしか掲載されておったというふうに思うわけですが、その全国調査平均と御宿町はどのようになっているのか。

それから、公務員というのは一般労働者と違うというふうに認識をしているわけですが、ちなみにそんなに細かいというわけじゃないですけども、一般的に公務員とい

うのは一般の労働者ですね、民間企業の労働者と何が違うのかというふうにご認識をしているか。例えば、兼業についてはどういう対応なのか。

それから、特にこの間も津波ですか、南米における大地震による津波ということで大きな影響は具体的にはなかったわけでありましてけれども、私も大変注視をしておったわけでありましてけれども、職員の皆さんは津波が発生してから、昼夜たがわず町民の皆さんを守るために防災の体制をとっておったというふうに思うわけでありまして。そうした内容等もあるわけでありまして、それらについてですね。

それともう1点ですね。たしか今年の1月以降、いわゆる国のいろいろな助成制度ですね、交付金などを活用しながら、職員の勤務についての改善が幾つかなされたというふうに思っています。まだ何回か予算のたびに紹介していただいているということでありましてけれども、その内容ですね。

それから、この1日からですね、そういう内容があるのかどうかも含めて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） まず、有給取得率については、ちょっと今、手元に資料のほう持ってきておりませんので、たしか記憶では8日前後ではなかったかなと。取得率については、今の段階では改善が余りなされない、そんな状況にあるかと思っております。これにつきましては、昨年やはり400周年記念事業であるとか、交付金の関係の事業であるとか、そういったものが大きな負担になっていたのではないかなというふうに認識をしております。

また、ラスパイレス指数につきましては、今後申し上げるまでもございませんけれども、県下で下から3番目ぐらいというふうなことで、90ポイント前後ということで推移をしているところであります。しかしながら、これが必ずしも公務員の給与比較とはならないということで、ご認識をいただければなと思っております。これにつきましては公務員の、例えば御宿町の平均年齢であるとか、そういったものが大きく寄与する内容となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、公務員と民間の労働者の違いということで、法律で申し上げますと、地方公務員

法第35条に地方公務員の基本的な職務についての規定がございます。職務に専念する義務ということでありまして、職員は法律または条例に定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないというような規定がございます。職員が勤務時間中、全力を挙げて職務に専念することは当然であり、民間企業におきましても労働契約、就業規則等の定めるところにより、労働者が職務に専念する義務を負わされておりますが、地方公務員の場合は、住民全体の奉仕者として公務に携わる者に対して課せられた公法上の義務であるところに大きな特徴があるものと認識をしております。また、法第38条には営利企業等の従事制限が設けられまして、自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業、若しくは事務にも従事してはならないという規定がございます。

よろしく願いをいたします。

(石井議員「影響額は」と呼ぶ)

議長(新井 明君) 氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 失礼しました。

この交付金関係ですね、どのような改善がなされているかということのご質問でよろしいですか。

(石井議員「まあ、そういうことです」と呼ぶ)

総務課長(氏原憲二君) 例えば、資料を見ますと、緊急雇用の問題ですね、庁舎の清掃管理等につきまして、これまで職員が行ってございましたけれども、今現在は民間委託、この交付金制度を活用して民間委託をさせていただいている状況でございます。これもかなり職員にとっては、負担軽減になっているという状況です。

(石井議員「影響額、金額」と呼ぶ)

議長(新井 明君) 氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 失礼しました。

この今回の改定の影響額でございますけれども、まず影響について、今回予算計上させ

いただいている一般会計で申し上げますと、86名対象がございまして、年間の影響額1,249万3,000円であります。

よろしいでしょうか。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

この人事院勧告、否決をされたというのは、提案されなかった自治体もあるようですが、まずけれども、極めて珍しいというふうに私は理解しております。何を言いたいかと申しますと、説明責任という言葉がさっきから何度か出てきたと思いますけれども、私はこれそのものについては、さっきから第1回目の質問。ですから、それについてきちんとやはり答えられる、そういう準備ということは必要じゃないでしょうかね、と思うんですね。

それで、例えばラスパイレス指数でどういうふうになっておったかと言いますと、ちょっとここで紹介させていただきますと、平成21年度全国平均では94.6、御宿町は91.7、平成16年度では93.7、御宿町では92.1と。何を言いたいかという、全国的には93.7から94.6に上がっているにもかかわらず、御宿町では92.1から91.7に下がっているということです。それは内容的には、先ほど説明したいろんな細かい内容はあったかと思えますけれども、御宿町下がっているんですね。だから、上がっていることに対して下げるべきだという勧告はわかりますけれども、それに従うと。御宿町は、これを見たら下がっている。

それと、もう一つは、先ほどの年次有給休暇の状況でありますけれども、これを読みますと、平成20年度においては取得日数8.6日と、消化率21.5%ですね。今、今回のこの改正の提案においては職員の給料86名、一般会計職員だけで1,200、約50万円の影響があるということですね。先ほど白鳥議員から、特に時間外手当、これはやはりきちんと支払うのが当然ではないかという趣旨の質問があったと思います。この有給休暇ですね、これも当然、労働者の権利として100%、100%ですよ、取得することが求められているわけでありまして。今年さまざまな対応をとって、それは臨時を含めましてですね、例えば議会事務局についても、今週から1名配置いただいたということも伺っております。そういうことも含めまして、一定の業務改善がされたわけでありまして、やはりこれ100%とると、これ

でちょっと多分試算されていないから幾らかわかりませんが、これ100%試算したとすると、労働者がこれにより、逆に言うと、これ8.6日しかとれていないということは、どれだけの減額になっているのか、逆に聞かせていただきたいと。それ幾つになっているのか、わかれば答えていただきたいというふうに思います。

それから、兼業の禁止とありますが、いわゆる職員の皆さん、当然生活費ということで、子供を育てたり、学校へ行かせたり、家を建てたりということで生活をしているわけです。生活給でありますから。そうしますと、この減額に対する対応をとれるかといったら、先ほど説明いただきましたが、兼業の禁止ということですよ。それから一方で、公務員というのは一たん何かあれば自分の家族を捨てても、全体の奉仕者としてその職にあたらなければいけないという特別な内容だと思います。一般企業、特に大企業の優良なところはどうかというと、十分な報酬を与えて兼業の禁止ですよ、同じく。小さい民間の企業はどうかというと、今、私の知っている人も1日に3つも4つも仕事を持って、何とか生計、税金を払おうと、子供を育てようとしているところもあるわけですよ。そういうのが実態ではないでしょうか。そういうものに対して、今ちょっと質問しましたけれども、例えばこの有給休暇、これは8.6日という中で、職員がどれだけの実質的な減額を受けているのか。

それから、たしかこの有給休暇については、取得日数について、次年度に繰り越すことができるという内容があったと思いますけれども、それはどの程度なのでしょう。いわゆるこれしか取得できていないわけですから、影響額が出されてもね、実質的にはゼロだというふうにも思うわけですが、そのことも含めましてどういう状況になっているのかについて、説明を求めたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 有給休暇の取得については、先ほど申しあげましたように、大きな事業があると有給休暇がとりづらいというようなことがあると思います。先ほども地方公務員法のお話をさせていただきましたけれども、職務専念の任務があると。職務に支障がある場合には、なかなか休みがとれないというような状況にはあるわけですが、一応連携をとりながら、できるだけ有給休暇の取得をとれるように促しているところ

であります。職員によっては、すべて消化している職員もおります。職員によってとらない職員が中にはいるということで、そういった職員への対応は今後各管理職について指導してまいりたいというふうに考えております。年次休暇の影響額については、ちょっと複雑な計算がありますので、この場ではお許しをいただきたいというふうに思っております。

なお、今回の人勧に関しましては、公務員の給料につきましては再三申し上げておりますけれども、納税者であります町民の理解を得るといようなことが前提でございます。このような方法の中から、人勧が第三者的な立場でこの官民の差を勧告しているんだということでご理解をいただければなど。今回につきましては、特別交付税、3月に交付されましたけれども、これにつきましては、御宿町が500万円のこの人勧の影響としてマイナス査定を受けているというところもございますので、今回の改定にならない条項につきましては、先ほども申し上げましたその影響額について、さらにマイナス査定を今年度は受けるということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第6号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長より、議案の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案第6号 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例（案）。

第1条につきましては、目的及び設置についてうたっております。この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、観光の振興及び観光事業の円滑化を図るため、御宿町観光案内所（以下「観光案内所」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、名称及び位置をうたっております。

観光案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、位置、御宿駅前観光案内所、御宿町須賀195番地。

第3条につきましては、業務についてうたっております。

観光案内所の業務は、次の各号に掲げるものとする。

第1号、住民及び観光客に対する観光案内、その他観光情報の提供に関すること。

第2号、案内所が所有する資料等の整理保管及び展示に関すること。

第3号、宿泊施設の紹介に関すること。

第4号、特産品の紹介及び受託など販売に関すること。

第4条につきましては、指定管理者に関する管理についてうたったものです。

町長は、観光案内所の管理に関する業務を法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

第5条、指定管理者が行う業務等についてうたったものです。

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第1号、観光案内所の管理運営に関すること。

第2号、観光案内所の使用の許可に関すること。

第3号、観光案内所の使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び中止に関すること。

第4号、前各号に掲げるもののほか、町長が観光案内所の運営管理上必要と認める業務。

第6条につきましては、開所時間及び休所日をうたったものです。

観光案内所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは町長の承認を得て開所時間を変更し、または臨時的に開所し、もしくは休所することができる。

1号、開所時間として名称、区分、開所時間をうたっております。

御宿駅前観光案内所、1月から6月まで、9月から12月までを午前8時30分から5時までと、7月から8月まで、午前8時から6時まで。

第2号、休所日。名称、休所日、御宿駅前観光案内所、12月31日から翌年の1月3日までの日。

第7条につきましては、使用の許可をうたったものです。

観光案内所を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

第8条につきましては、使用の制限をうたったものです。

指定管理者は、次の各号の1に該当する場合は使用を制限し、もしくは停止し、または使用許可を取り消すことができる。

第1号、公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。

第2号、施設、設備等を滅失し、または損傷するおそれがあると認められたとき。

第3号として、観光案内所の管理運営上支障があると認められたとき。

第4号、前各号に掲げるもののほかに、その使用を不相当と認められたとき。

第9条として、使用期間をうたったものです。

使用者は、施設を引き続き8日以上にわたって使用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認められたとき、または施設の管理上支障があると認めるときは、この限りではない。

第10条につきましては、使用料をうたったものです。

観光案内所の使用料は原則無料とする

第11条は、損害賠償義務についてうたったもので、指定管理者及び使用者は、故意または過失により、観光案内所の施設または設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

第12条については、委任をうたっております。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則として、施行期日として、第1項、この条例は平成22年7月1日から施行する。

経過措置として、2項として、第4条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な手続はこの条例の施行前においても、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年条例第19号）の例により行うことができる。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

これはいわゆる駅前の、これから建設に係る観光案内所に関する官の条例の提案だというふうに思うわけでありますが、幾つか説明を受けたいというふうに思います。

まず、今般のこの条例の内容なんですけれども、まず3条でありますけれども、（2）案内所が所有する資料等の整理保管及び展示に關すると、この案内所が所有するという字句はどういう意味なのか、説明を受けたいと思います。

それから、4条関係であります。指定管理を行わせることができる。できる条で、これなぜできるかと言いますと、例えば近隣においても公共施設の指定管理の募集を行ったところ、応募者なしという中で、引き続き自治体が管理運営するというところが幾つかあ

たというふうに思います。これ何を言いたいかと申しますと、この6条関係でありますけれども、開所時間及び休所日ということで、開所日はいわゆる361日間、連続して開設するということですね、これ逆に言えばね。それから、時間も夏日においては7月、8月ですか、6時まで開所するということでもありますので、仮にこれ、仮の話なんですけれども、募集がなかった場合、当然この規定で町は運営するという理解でよろしいですね。その確認であります。

それから、9条関係であります。使用者は施設を引き続き8日以上にわたって使用することはできないというふうにご規定をしたわけですが、この8日というのはどういう意味があるのか、説明を受けたいと思います。

それから、これらでこの中で設備、これどこかな、8条ですか。施設、設備等に関する規定があるわけですが、ちなみにこの指定管理を行った場合ですね、指定管理を行った場合。募集があつて指定をした場合でありますけれども、備品ですね、というか、この施設を利用するいわゆる事務機器であろうとか、そういうものにならうかなというふうに思うわけなんですけれども、基本的には今回発注した内容というのが施設及び設備ということで理解していいんだろうなと思うんですけれども、その辺のところを明確にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 第2号の案内所が所有する資料につきましてということですが、例えばこれにつきましては町、あるいは各種団体等持っている資料以外に、今後開設していく中で集まっていく、例えば千葉県、あるいは全国からのそういった情報、またいろんなこの観光物ですか、そういったものを整理して情報の発信として位置づけております。

続いて、指定管理者につきましては、法律の中で224条の2の3項で規定しております。ここにありますので、応募がなかった場合につきましては、当然町のほうでこの条例に従った中で開所していく予定で考えております。

あと、8条関係ですが、施設設備につきましては、受付カウンター、トイレの便器、手洗い、あるいは給湯施設が、設備として位置づけるのではないかとということであります。

使用期間8日以上につきましては実質、通常ですと7日間という形ではありますが、展示等をした場合、どうしても月曜日から月曜日という形で、撤去から設置までの期間を考慮した中で8日間という形で考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

第3条の2項なんでありまして、案内所が所有するという、この所有の言葉の概念というのは、私は非常にこう難しいのかなというふうに思うんですね。これ多分、これ条例であります、これがもし可決した場合は、これに伴いまして運用の規則とか、要綱を多分定めるということでもいいかと、その答弁と。その中で、多分私が今指摘したことはあいまいさと申しましょ、具体的な内容についてはその要綱の中で詳細に決めていくのかなというふうに思うんですけれども、そういうものをつくるのかどうかについて伺いたいというふうに思います。

それから、6条関係で当然、この指定管理に関する応募がなかった場合、町が運営することであるので、いわゆる公共施設の町民に対する提供ですね、それに対してこういう事例があるということですよ。今後、これはほかのことも含めまして、当然こうした内容での運用ができるというふうにこれが可決した場合、認められますので、それについては今後かかるいろいろな公共施設の運用についての考え方の一つであろうなというふうに私は、理解をしました。

それから、9条関係であります、今説明があつて初めて理解をしたわけではありますが、いわゆる一つのこの展示においては、基本的には7日間、1週間を1クールとするということの中で、この8日以上にわたって使用できないということができたということで、これも多分、今度細かい細目を決めていくんだらうなと思いますので、今、理解をいたしました。

それから、最後になりますが、この条例は22年、今年の7月1日から施行するというふうに最後書かれておるわけではありますが、この当該の観光案内所の契約関係ですね。これは

もう既になされたのかどうかですね。それから、この当該の観光案内所がいつごろまでに完成をして、町に成果品として引き渡されるのか。一応、ちょっとわからないんですけども、契約が終わっていればその辺も含めて、既に当該する業者に対して契約書の中で明示している、要するに明確になっているというふうに思うわけでありましてけれども、完成品の引き渡しは契約書ではいつになっておるのかですね。それを伺いたいと思います。

それから、この指定管理者の募集というのはいつごろ行っているのかですね。それもあわせて伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 工事のほうの発注状況ですが、4月21日すべての工事につきましては発注がなされておるところです。また、その契約行為の中で、本体工事につきましては6月30日を完成期限とし、建物の、旧観光案内所舗装工事等の工事については7月未完成期限とさせていただいているところであります。

また、今後指定管理者の募集につきましては、書類が整い次第、公募を受ける予定で考えております。また、今回の場合、指定管理の設置管理の条例につきましてはの考え方を事務運用規定の中で、公の施設につきましては前もって条例を制定することができると。ただし、この工期がその引き渡し、あるいは完成し利用可能な時期に条例を定めることができるとありますので、このような形で今回提案させていただいたところでございます。

（石井議員「要綱が……」と呼ぶ）

産業観光課長（藤原 勇君） 要綱につきましては、施行規則についてはもう既にある程度素案をつくっております。その中で、また要綱等を、整備させていただきたいと進めているところでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長(新井 明君) 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

町長(石田義廣君) 平成22年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの臨時会は、冒頭申し上げました6議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりまして、ご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

新年度を迎え、気持ちも新たに住みよい町づくりに邁進する所存でございます。議員の皆様方には今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、健康には充分にご留意され、この1年ますますご活躍されますようお祈り申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(新井 明君) 議員各位には慎重審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、平成22年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 6月17日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 大 地 達 夫

署 名 議 員 瀧 口 義 雄